

# 一般社団法人東京医科大学医学部医学科同窓会 卒業生監事及び卒業生評議員並びに卒業生理事選考規程

## (目的)

第1条 この規定は、学校法人東京医科大学寄附行為に定める卒業生監事及び卒業生評議員並びに卒業生理事の候補者を選考することを目的に規定する。

## (選出方法)

第2条 卒業生監事及び卒業生評議員並びに卒業生理事の候補者の選考は、正会員による直接選挙並びに同窓会理事会の協議によって選出する。

## (選挙事務の管理)

第3条 選挙に関する事務は、一般社団法人東京医科大学医学部医学科同窓会選挙管理委員会（以下「選挙管理委員会」という。）が管理する。

## (候補者の定員)

第4条 学校法人東京医科大学（以下、大学）の寄附行為の定めにより、卒業生監事の定員は1名、卒業生評議員の定員は10名、卒業生理事の定員は4名であるが、私立学校法と大学寄附行為の定めにより大学評議員会が最終の選任機関となるため、定員+若干名を候補者として大学評議員会に推薦する。

## (卒業生監事の立候補資格)

第5条 卒業生監事の立候補資格は、次のとおりとする。

- (1) 東京医科大学、東京医科大学大学院を卒業又は修了した者
- (2) 同窓会費を納入している者
- (3) 就任する時の年齢が30歳以上75歳未満の者
- (4) 一定の社会的評価を得られるキャリアを有する者
- (5) 学校法人東京医科大学の卒業生又は学生に対し、誇りと自負を高揚させる評価の高い社会活動を行っている者
- (6) 学校法人東京医科大学に対する愛校心と倫理感が極めて強いと認められる者
- (7) 学校運営その他の学校法人の業務又は財務管理について識見を有する者

## (卒業生監事の立候補資格を有しない者)

第6条 前条の定めにかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、卒業生監事の立候補資格を有しない。

- (1) 2期連続もしくは通算2期にわたって監事であった者
- (2) 学校教育法第9条の欠格事由に該当する者
- (3) 学校法人東京医科大学において解雇処分を受けたことがある者
- (4) 本規定で定める選挙管理委員会委員長及び委員
- (5) 卒業生評議員または理事選出選挙に立候補している者
- (6) 就任する時において学校法人東京医科大学の職員

(卒業生評議員の立候補資格)

第7条 卒業生評議員の立候補資格は、次のとおりとする。

- (1) 東京医科大学、東京医科大学大学院を卒業又は修了した者
- (2) 同窓会費を納入している者
- (3) 就任する時の年齢が30歳以上75歳未満の者
- (4) 一定の社会的評価を得られるキャリアを有する者
- (5) 学校法人東京医科大学の教育又は研究の特性を理解し、学校法人の適正な運営に必要な識見を有する者

(卒業生評議員の立候補資格を有しない者)

第8条 前条の定めにかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、卒業生評議員の立候補資格を有しない。

- (1) 2期連続もしくは通算2期にわたって評議員であった者
- (2) 学校教育法第9条の欠格事由に該当する者
- (3) 学校法人東京医科大学において解雇処分を受けたことがある者
- (4) 本規定で定める選挙管理委員会委員長及び委員
- (5) 卒業生監事または理事選出選挙に立候補している者
- (6) 就任する時において学校法人東京医科大学の専任職員

(卒業生理事の選出)

第9条 卒業生評議員の立候補資格は、次のとおりとする。

- (1) 東京医科大学、東京医科大学大学院を卒業又は修了した者
- (2) 同窓会費を納入している者
- (3) 就任する時の年齢が30歳以上75歳未満の者
- (4) 一定の社会的評価を得られるキャリアを有する者

(5) 学校法人東京医科大学を経営するために必要な知識又は経験及び学校法人東京医科大学の適正な運営に必要な識見並びに社会的信望を有する者

(卒業生理事の立候補資格を有しない者)

第10条 前条の定めにかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、卒業生理事の立候補資格を有しない。

- (1) 2期連続もしくは通算2期にわたって理事であった者
- (2) 学校教育法第9条の欠格事由に該当する者
- (3) 学校法人東京医科大学において解雇処分を受けたことがある者
- (4) 本規定で定める選挙管理委員会委員長及び委員
- (5) 卒業生監事または評議員選出選挙に立候補している者

(投票及び開票の管理)

第11条 投票及び開票並びに候補者の決定に関する事務は、選挙管理委員会委員長が管理する。

(立候補の辞退)

第12条 立候補者は、候補者届締切日の前日までに、選挙管理委員会に書面による届け出により、その立候補を辞退することができる。

(選挙権)

第13条 選挙の有資格者は次のとおりとする。

- (1) 正会員であり、日本国内に居住している者

(選挙台帳の作成)

第14条 選挙権の有無を明確にするため、正会員名簿（選挙台帳）を作成する。

(投票用紙の郵送)

第15条 選挙権を有する正会員には、選挙用紙を同窓会に登録している住所に郵便により送付する。

(投票)

第16条 投票は、選挙権保持者1人につき1票に限る。

(投票方法)

第17条 選挙は、次の投票方法によって実施する。

- (1) 単記・無記名投票とする。
- (2) 定められた投票用紙によって投票する。
- (3) 投票締切日（消印有効）までに投票用紙を郵送する。
- (4) 投票用紙返送用封筒には、投票者の住所、氏名、卒業年を記載する。

(開票)

第18条 開票は選挙管理委員会が行なう。

(投票の無効)

第19条 次の各号に該当する投票は、無効とする。

- (1) 正規の投票用紙以外で投票したもの
- (2) 不鮮明で判読できないもの
- (3) 2名以上の候補者に投票したもの
- (4) 投票期限を過ぎて投票したもの
- (5) 選挙管理委員会が開封する以前に開封されていたもの
- (6) 投票用紙返送用封筒に投票者の住所、氏名、卒業年が記載されていないもの

(候補者の決定)

第20条 選挙管理委員長は選挙結果を同窓会理事会に報告する。

- 2 同窓会理事会は大学寄附行為並びに選出規則に沿って候補者を決定し、大学評議員会に推薦する。

(規定の改廃)

第21条 本規程の改廃は、同窓会理事会が行なう。

(附則)

本規定は平成22年2月15日より施行する。

本規定は平成25年1月20日臨時総会に於て改正。

本規定は平成26年4月1日名称並びに文言改正。

(平成25年6月23日通常総会にて一般社団法人化に伴う定款承認の際、承認を得た。)

本規定は平成29年11月14日学校法人東京医科大学監事選出規則の変更により改正。

本規定は平成30年5月27日定例理事会に於て改正。

本規定は平成30年11月20日学校法人東京医科大学寄附行為、学校法人東京医科大学理事選任規則及び学校法人東京医科大学評議員選出規則の一部変更により改正。

本規定は令和5年9月10日臨時理事会に於て改正。

本規定は令和7年1月26日臨時理事会に於て改正。

本規定は令和7年3月10日臨時理事会に於て改正。